

【前文】

地方分権一括法の制定やそれに続く地方自治法の相次ぐ改正により、
近年、
人口の少子高齢化や経済のグローバル化、地球環境問題など現代社会の課題
は山積しており、

自治体が負うべき責任と果たすべき役割はますます重要になっている。その中にあって、議会は、市長とともに二元代表制の一翼を担っており、憲法が規定する地方自治の本旨にのっとり市民全体の福祉の向上と地域社会の活力ある発展に尽くす使命がある。

そのために、議事機関である議会及び議決権を持つ議員は、執行機関と健全な緊張関係を保ちながら監視機能を十分に發揮し、多様な民意を反映しながら政策立案機能の向上を図る必要がある。時代に即応した議会運営の刷新も求められている。

大和市議会は、数度にわたる議会改革の協議を経て市民に開かれた議会運営に努めてきたが、更に、市民の信託に的確に応える議会と議員のあり方を明確にするため、ここに議会基本条例を制定するものである。大和市議会及び議員は、この条例を指針として不断の努力を重ねることを決意する。